

(目的)

第一条 ふるさとのづくり支援事業は、企業等の地域資源を活用した新商品開発等に対し市町村（東京都の特別区を含む。以下同じ。）が補助を行う場合に、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）が当該市町村に対し補助金を交付することにより地域産業の育成・振興に資するよう地域における投資や雇用の創出を促進することを目的とする。

(企業等)

第二条 この要綱における企業等とは、法人格を有する団体とし、新商品を自らが研究開発し、その商品を製造又は販売しようとするものをいう。

(補助金)

第三条 補助金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 新商品開発に取り組む企業等に対して市町村が必要な経費の補助を行うときは、財団は経費の規模に応じて予算の範囲内において市町村に対して補助金を交付する。（第六条第一号から第三号）
- 二 これまでに新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていない企業等に対して、市町村がその商品化に向けた事業化、市場調査、販路開拓等に必要経費の補助を行うときは、財団は予算の範囲内において市町村に対して補助金を交付する。（第六条第四号）

(補助対象事業)

第四条 前条に規定する補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助を受ける企業等が自ら研究開発、製造又は販売するものであり、将来的に事業化、量産化が可能な特徴ある新商品開発を行うことにより地域産業の育成が図られるものとする。

(補助対象経費)

第五条 補助対象事業の経費（以下「補助対象経費」という。）とは、市町村が補助する企業等の新商品の研究開発、販路開拓等に必要となる経費で別表第一及び別表第二に掲げる経費とする。

(補助額)

第六条 補助金の額は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

- 一 Aタイプ補助金 1事業当たりの補助額は1,000万円以内とする。ただし、前条に掲げる補助対象経費の原則3分の2（補助対象事業が過疎地域・みなし過疎地域（旧過疎地域に限る。）、離島地域、特別豪雪地帯において行われる場合には、10分の9）を超えることはできない。
- 二 Bタイプ補助金 1事業当たりの補助額は500万円以内とする。ただし、前条に掲げる補助対象経費の原則3分の2（補助対象事業が過疎地域・みなし過疎地域（旧過疎地域に限る。）、離島地域、特別豪雪地帯において行われる場合には、10分の9）を超えることはできない。

三 Cタイプ補助金 1事業当たりの補助額は100万円以内とする。ただし、前条に掲げる補助対象経費の原則3分の2（補助対象事業が過疎地域・みなし過疎地域（旧過疎地域に限る。）、離島地域、特別豪雪地帯において行われる場合には、10分の9）を超えることはできない。

四 Dタイプ補助金 1事業当たりの補助額は200万円以内とする。ただし、前条に掲げる補助対象経費の原則3分の2（補助対象事業が過疎地域・みなし過疎地域（旧過疎地域に限る。）、離島地域、特別豪雪地帯において行われる場合には、10分の9）を超えることはできない。

（補助対象期間）

第七条 補助の対象となる期間は、平成30年4月1日から平成31年2月28日までとする。

（選考委員会）

第八条 財団は、補助金の交付決定に当たり、有識者で構成するふるさとものづくり支援事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

- 2 選考委員会は、申請事業の内容等について調査・検討を行い、採択事業を選考する。
- 3 選考委員会の委員は、5名とし、地域振興に資する新産業その他の諸政策に関する学識、経験又は専門技術を有する者のうちから、財団が委嘱する。
- 4 選考委員会に、委員長を置く。委員長は委員の互選によって選出する。
- 5 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。
- 6 委員長は、選考委員会での選考結果を財団に報告するものとする。

（補助金交付申請）

第九条 市町村は、ふるさとものづくり支援事業補助金交付申請書（別記様式第1）に、企業等から提出を受けた補助対象事業概要書（別記様式第2）、補助対象事業計画書（別記様式第3-1又は別記様式第3-2）及び次の各号に掲げる書類を添えて、政令指定都市は直接財団に、政令指定都市以外の市町村は都道府県を通じて財団に提出する。

- 一 市町村が補助する企業等の定款（定款のない場合はこれに類するもの）
  - 二 市町村が補助する企業等の直近3カ年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
  - 三 市町村が補助する企業等の沿革が記載されたパンフレット等
  - 四 その他申請に当たり必要な補足資料
- 2 同一都道府県及び政令指定都市において複数の申請事業がある場合は、都道府県及び政令指定都市は、申請事業の優先順位を付して、財団に提出する。
  - 3 申請期限は平成29年11月30日とする。
  - 4 財団は、必要がある場合には、前項の期限後に追加募集を行うものとする。

（補助金交付決定）

第十条 財団は、前条のふるさとものづくり支援事業補助金交付申請書の提出があったときは、選考委員会の選考結果をもとに、その適否を決定し、政令指定都市については直接政令指定都市に、政令指定都市以外の市町村は都道府県を通じて通知する。

(補助対象事業の変更)

第十一条 市町村は、前条の補助金交付決定通知を受けた後、企業等の行う補助対象事業が内容変更、遅延、中止等の状況になる場合には、速やかに財団と協議し、ふるさとものづくり支援事業変更申請書（別記様式第 5）に企業等から提出を受けた補助対象事業変更計画書（別記様式第 6）を添えて政令指定都市は直接財団に、政令指定都市以外の市町村は都道府県を通じて財団に提出する。

2 財団は、前項のふるさとものづくり支援事業変更申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、その適否を決定し、政令指定都市については直接政令指定都市に、政令指定都市以外の市町村は都道府県を通じて通知する。

(補助対象事業の中間報告)

第十二条 第十条の補助金交付決定通知を受けた市町村は、ふるさとものづくり支援事業中間報告書（別記様式第 7）に企業等から提出を受けた補助対象事業中間報告書（別記様式 8）を添えて政令指定都市は直接財団に、政令指定都市以外の市町村については都道府県を通じて、平成 30 年 9 月 28 日までに財団に提出する。

(補助対象事業の完了報告)

第十三条 第十条の補助金交付決定通知を受けた市町村は、補助対象事業が完了したときは、ふるさとものづくり支援事業完了報告書・補助金請求書（別記様式第 9）に企業等から提出を受けた補助対象事業概要書（別記様式第 10）補助対象事業報告書（別記様式第 11-1 又は別紙様式第 11-2）、成果品の写真、補助対象事業に係る請求書及び領収書、その他補足資料を添えて、平成 31 年 2 月 28 日までに、政令指定都市は直接財団に、政令指定都市以外の市町村は都道府県を通じて財団に提出する。

(補助金の支払)

第十四条 財団は、前条のふるさとものづくり支援事業完了報告書・補助金請求書の提出があった場合には、補助金の額を決定して、平成 31 年 3 月 29 日までに補助金を市町村に交付する。なお、財団は必要に応じ現地調査を実施する。

(補助金交付決定の取消)

第十五条 財団は、市町村が企業等への補助を中止した場合又は補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合には、補助金の交付決定を取り消す。

2 市町村は、企業等が補助対象事業を中止した場合、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合又は法令等に反した場合には、補助金の交付決定を取り消す。

(補助金の返還)

第十六条 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助対象事業完了後の状況報告)

第十七条 市町村は、平成 31 年 7 月 31 日までに、補助対象事業の事業完了後の状況を企業等から聴取し、ふるさとものづくり支援事業状況報告書（別記様式第 12）（以下「状況報告書」

という。)を、政令指定都市は直接財団に、政令指定都市以外の市町村については都道府県を通じて財団に提出する。

- 2 財団が、前項の規定に基づき提出された状況報告書において新商品開発の進捗が著しく遅れていると判断しその旨市町村に通知した場合は、市町村は平成 32 年 7 月 31 日までに改めて状況報告書を、政令指定都市は直接財団に、政令指定都市以外の市町村については都道府県を通じて財団に提出する。次年度以降も、同様の手続きとする。

#### (現地調査)

第十八条 財団は、前条の状況報告書の提出を受けたときは、次の各号に該当する場合を除き、現地調査を行う。

- 一 第六条第三号に規定する補助金を交付した補助対象事業
  - 二 補助金の交付額が 100 万円以内となった補助対象事業
- 2 前条第二項に該当する場合は、新商品開発の進捗が適当であると判断したときに現地調査を行うことができる。

#### (補助対象事業からの除外)

第十九条 補助対象事業が国庫補助を受けている場合は、補助金の対象としない。

- 2 市町村が補助する企業等が研究開発の主要部分を他に委託する場合は、補助金の対象としない。ただし、第三条第二号に規定する補助金を除く。
- 3 市町村が補助する企業が債務超過の場合は、補助金の対象としない。

#### (情報公開)

第二十条 財団は、補助金の交付決定後、市町村名、企業等の名称・所在地・代表者氏名、事業名、その取組内容及び成果については、地域振興策の実例として、財団の広報媒体を通じて公表する。

- 2 本事業の交付申請及び実施を通じて財団が知り得た企業等の経営状況その他の情報は、前項の公表の対象に含まれないものとし、財団は、当該情報を他の用途にも一切使用しないものとする。

#### (雑則)

第二十一条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

別表第一（第三条第一号の補助金）

経費の区分	補助対象経費の内容
1.謝金	専門家のアドバイスを受けるために必要な謝金
2.旅費	①アドバイスを受ける専門家の招聘に要する交通費 ②試験研究機関等との試験実施等に要する職員の交通費 ③販路拡大調査に要する職員の交通費  (備考) 対象となる旅費の交通費、宿泊費及び日当等は、企業等の旅費規程等に基づくものであり、かつ、常識の範囲を超えないものであること。なお、旅費規程等に基づくものであってもグリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は補助対象としない。
3.原材料費	研究開発による新商品完成に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
4.機械装置費	①機械装置、分析装置(測定、分析、解析、評価等を行う装置)を借上(リース)した場合に支払われる経費。ただし、リース期間が補助年度を越える場合は、期間按分比例方式で算出した補助事業期間分のみを補助対象経費とする。 ②機械装置又は機械装置を自社により製作する場合の部品並びに分析機械装置(測定、分析、解析、評価等を行う装置)の購入に要する経費  (備考) 量産化のための設備投資とみなされるようなものは認めない。なお、機械装置の購入は、研究開発による新商品の完成に必要不可欠なものとし、可能な限り借上(リース)で対応すること。
5.工具器具費	①工具・器具の借上(リース)に要する経費。ただし、リース期間が補助年度を越える場合、期間按分比例方式で算出した補助事業期間分のみを補助対象経費とする。 ②工具・器具の試作、改良、修繕に要する経費 ③工具・器具の購入に要する経費  (備考) 工具・器具の購入は、研究開発による新商品完成に必要不可欠なものとし、可能な限り借上(リース)で対応すること。
6.委託費	①機械装置、工具・器具等の試作、改良、修繕を委託する経費 ②市場の動向等の調査又は研究開発事業の一部を委託する経費 ③販路拡大のためにその一部を委託する経費で、ホームページ等作成委託費、受発注コーディネートなどのコンサルティング料、製品紹介パンフレット類の作成委託などの経費  (備考) 委託費が補助対象事業に占める割合が高い事業は認めない。
7.技術指導費	外部からの技術指導を受ける場合、技術提供先に支払われる経費
8.産業財産権導入費	他者が所有する産業財産権の導入に要する経費 ※自社の特許等の出願・登録手続に要する経費は含まない。
9.会議事務費	①事業実施のための検討を行うための会議費、会場使用料 ②事業実施に必要な文献費 ③物品の運搬に要する経費 ④新商品の開発過程における販路開拓・拡大のための展示会等に出展する経費 ⑤事業実施に必要な消耗品費
10.人件費	補助対象事業に従事する者に係る人件費で、補助対象経費の30%以内とする。
11.広報費	①新商品を宣伝広告するためにパンフレットやポスター等を作成する経費 ②広報媒体等を活用するために必要な経費
12.その他経費	上記以外で財団が特に必要と認める経費

別表第二（第三条第二号の補助金）

経費の区分	補助対象経費の内容
1. 謝金	別表第一と同じ
2. 旅費	別表第一と同じ
3. 原材料費	別表第一と同じ
4. 機械装置費	別表第一と同じ
5. 工具器具費	別表第一と同じ
6. 委託費	別表第一に加え、 ① 商品化に向けたパッケージデザイン委託経費 ② ネーミング（募集、外注）委託経費 など、試作品を商品化の軌道にのせるために必要な委託に要する経費 （備考） 補助対象事業に占める委託費の割合に制限はない。
7. 技術指導費	別表第一と同じ
8. 産業財産権導入費	別表第一と同じ
9. 会議事務費	別表第一と同じ
10. 人件費	別表第一と同じ
11. 広報費	別表第一と同じ
12. その他経費	別表第一と同じ

(別記様式第1) 市町村記載用

番 号  
平成 年 月 日

一般財団法人地域総合整備財団  
理事長 様

市町村名  
市町村長名 印

平成30年度ふるさとものづくり支援事業補助金交付申請書

平成30年度ふるさとものづくり支援事業実施要綱に基づき、標記補助金について下記のとおり申請します。

記

1. 補助金の種類  Aタイプ補助金  Bタイプ補助金  
 Cタイプ補助金  Dタイプ補助金
2. 事業名
3. 交付申請額 千円
4. 地域指定  過疎地域・みなし過疎地域（旧過疎地域に限る）  
 離島地域  特別豪雪地帯
5. 補助する企業等について
- (1) 企業等の名称
- (2) 法人格  有  無
- (3) 債務超過に該当していないこと  該当しない  該当する
- (4) ふるさと融資活用実績  有  無  
有の場合（事業名： 貸付年度： ）
- (5) 金融機関からの意見書  有  無
- (6) 市町村等との関わり  
(産学官及び金融機関と連携した取組や市町村が補助を行った事業を記入)

6. 市町村の見解（市町村の地方創生への取り組みにおける位置づけ、申請事業を補助することによる地域振興への期待等）

--

7. 補助金支出の根拠規程の有無

有（名称 \_\_\_\_\_ ）  無

8. 予算措置の状況（予定を含む）

当初予算  補正予算（ \_\_\_\_ 月）

9. 連絡先

所属
役職・氏名
TEL
E-mail



## 補助対象事業概要書

補助金の種類		<input type="checkbox"/> タイプ補助金 ( 千円)		
企業等概要	企業等の名称			
	代表者 役職・氏名			
	住 所 (事業実施場所)			
	企業等の概要	設立年月日： 年 月 日	資本金：	百万円
	担当者 所属・氏名	従業員数：		
	連絡先	TEL：		
事業計画の概要	事業名			
	事業期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
	事業内容 ※詳細は別記様式第3に記載			
資金収支計画		経費の区分	金額 (千円)	主な内容・積算
	資金調達内訳	本補助金		
		自己資金		
		その他		
		合計		
	支払内訳	謝 金		
		旅 費		
		原 材 料 費		
		機械装置費		
		工具器具費		
		委 託 費		
		技術指導費		
		産業財産権導入費		
		会議事務費		
		人 件 費		
広 報 費				
その他経費				
合計				

(別記様式第 3-1) 企業等記載用

補助対象事業計画書 (A～Cタイプ)

企業等の名称	
代表者職・氏名	
住所	
担当者所属・氏名	
T E L	

1. 事業名 (研究開発内容を端的に表す適切な名称を記載すること)
  
2. 事業目的
  
3. 事業内容
  
4. 新商品の研究開発と認められる点  
(商品の市場における新規性や特徴、または地域特産物の市場における生産規模や生産割合)
  
5. 従来技術・製品との比較  
(同種の技術、競合する製品について、会社名・製品名・価格等を具体的に記載)  
※図・写真等を用いて、出来るだけ商品イメージのわかるものを添付
  
6. 開発商品の予想される市場規模、経済効果 (数値等を用いて具体的に記載)
  
7. 実施体制、役割分担及びスケジュール
  
8. 研究開発の効果 (事業化、量産化、設備投資、新規雇用の予定等)

補助対象事業計画書 (Dタイプ)

企業等の名称	
代表者職・氏名	
住所	
担当者所属・氏名	
T E L	

1. 事業名 (過去に採択された事業名が異なる場合は、その事業名も併記すること)

2. 事業目的

3. 新商品の研究開発の進捗状況

(これまでの事業実施状況、商品化へ至らなかった理由を記載)

4. 事業内容 (商品化に向けて取組む内容を具体的に記載)

5. 従来技術・製品との比較

(同種の技術、競合する製品について、会社名・製品名・価格等を具体的に記載)

※図・写真等を用いて、出来るだけ商品イメージのわかるものを添付

6. 開発商品の予想される市場規模、経済効果 (数値等を用いて具体的に記載)

7. 実施体制、役割分担及びスケジュール

8. 研究開発の効果 (事業化、量産化、設備投資、新規雇用の予定等)

(別記様式第 4)

番 号  
平成 年 月 日

(市町村長) 様

一般財団法人地域総合整備財団  
理事長

平成 30 年度ふるさとものづくり支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった「平成 30 年度ふるさとものづくり支援事業補助金」については、平成 30 年度ふるさとものづくり支援事業実施要綱の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

1. 事業名
2. 補助金の交付決定額  
金 千円
3. 補助金の交付の対象となる事業は、申請のあった平成 30 年度ふるさとものづくり支援事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
4. 補助対象事業に係る手続きについては、平成 30 年度ふるさとものづくり支援事業実施要綱に定めるところに従わなければならない。



補助対象事業変更計画書

1. 補助金の種類                タイプ補助金
2. 企業等の名称      \_\_\_\_\_
3. 事業名              \_\_\_\_\_
4. 補助対象事業の変更点とその理由（変更前後の計画の差異を明確に記載）

(1) 補助対象事業の変更点

(2) 補助対象事業を変更する理由



## 補助対象事業中間報告書

企業等の名称					
担当者 所属・氏名					
連絡先		TEL :			
事業名					
事業期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (予定)			
進捗状況 (スケジュール、実施体制、課題等) ※別紙でも可					
資金収支計画	資金調達内訳	経費の区分	申請額 (千円)	完了報告時見込額 (千円)	中間報告時支出済額 (千円)
		本補助金			/
		自己資金			
		その他			
	合計				
	支払内訳	謝金			
		旅費			
		原材料費			
		機械装置費			
		工具器具費			
		委託費			
		技術指導費			
		産業財産権導入費			
		会議事務費			
		人件費			
		広報費			
その他経費					
合計					



番 号  
平成 年 月 日

一般財団法人地域総合整備財団  
理事長 様

市町村名  
市町村長名 印

平成30年度ふるさとものづくり支援事業完了報告書・補助金請求書

平成 年 月 日付け地総財発第 号で(交付決定・変更承認)を受けた標記補助事業について、事業が完了しましたので、平成30年度ふるさとものづくり支援事業実施要綱に基づき下記のとおり報告いたします。

記

1. 補助金の種類           タイプ補助金
2. 交付決定金額                                  千円
3. 事業名
4. 企業等の名称
5. 事業完了年月日 平成 年 月 日
6. 検査職員 所属・氏名
7. 添付書類  
(1) 本事業の成果を説明する資料  
(2) 本事業に係る請求書及び領収書  
(3) 本事業により完成した試作品・商品の写真

8. 補助金振込先

金 融 機 関 名	
支 店 名	
預 金 種 別	
口 座 番 号	
フ リ ガ ナ	
口 座 名 義	

9. 連絡先

所属 役職・氏名 TEL E-mail
------------------------------

## 補助対象事業概要書

補助金の種類		□ タイプ補助金 ( 千円)			
企業等概要	企業等の名称				
	代表者 役職・氏名				
	住 所 (事業実施場所)				
	企業等の概要	設立年月日： 年 月 日 資本金： 百万円 従業員数：			
	担当者 所属・氏名				
	連絡先	TEL：			
実施事業の概要	事業名				
	事業期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
	事業内容・成果 ※詳細は別記様式 10 に記載				
資金収支		経費の区分	中間報告時見込額 a(千円)	実績額 b(千円)	差引 b-a(千円)
	資金調達内訳	本補助金			
		自己資金			
		その他			
		合計			
	支払内訳	謝 金			
		旅 費			
		原材料費			
		機械装置費			
		工具器具費			
		委託費			
		技術指導費			
		産業財産権導入費			
		会議事務費			
		人件費			
広報費					
その他経費					
合計					

補助対象事業報告書 (A～Cタイプ)

企業等の名称	
代表者職・氏名	
住所	
担当者 所属・氏名	
T E L	

1. 事業名

2. 事業目的

3. 事業内容

4. 成果

5. 新商品の研究開発と認められる点 (商品の市場における新規性や特徴)

6. 従来技術・類似製品との比較

7. 開発商品の予想される市場規模、経済効果 (数値等を用いて具体的に記載)

8. 実施体制、役割分担及びスケジュール

9. 今後の展望 (事業化、量産化、設備投資、新規雇用の予定等)

補助対象事業報告書 (Dタイプ)

企業等の名称	
代表者職・氏名	
住所	
担当者 所属・氏名	
T E L	

1. 事業名

2. 事業目的

3. 事業内容

4. 成果

5. 商品化に向けて重点的に行った取組、苦勞した点  
(商品化にとって重要と思われることを具体的に記載)

6. 従来技術・類似製品との比較

7. 開発商品の予想される市場規模、経済効果 (数値等を用いて具体的に記載)

8. 実施体制、役割分担及びスケジュール

9. 今後の展望 (事業化、量産化、設備投資、新規雇用の予定等)

